

# 身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 仁栄会 ねむのき

## ◇身体的拘束等適正化のための指針

身体拘束は、利用児の活動の自由を制限するものであり、利用児の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、療育の実施に努める。

## ◇根拠となる法律 児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- 1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

## ◇身体的拘束等の適正化のための職員研修

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- (1)定期的な教育・研修(年1回)の実施
- (2)新任者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

## ◇身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針◇

対応：本人又は他の利用児の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、ねむのき身体拘束マニュアルの手順に従って実施する。

報告：緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の態様(時間や状態等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた検討を行う。

## ◇身体拘束適正化に向けた体制◇

### (1)身体拘束適正化委員会の設置

#### ①設置目的

- ・事業所内等での身体拘束適正化に向けた現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ②身体拘束適正化委員会の構成員

- ・施設長　・虐待防止受付担当者(身体拘束適正化対応策担当者)
- ・各クラスチーフ

#### ③身体拘束適正化委員会の開催

## ◇当該指針の閲覧に関する基本方針◇

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、保護者、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## ◇その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針◇

人権を尊重した児童発達支援を提供するため、職員全体が本指針を理解し、身体拘束適正化に対する共通認識を持って取り組んでいく。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する